

こ まも じょうれい 子どもを守る条例



枚方市
ひこぼしくん

ひらかたし こ えがお すこ せいちょう
枚方市は、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを

もくひょう す こ まも じょうれい せいてい
目標に据えて、「子どもを守る条例」を制定しました。

こ たいせつ そんざい
子どもはとても大切な存在です。

しあわ だい いち かんが しゃ かい ぜん たい まも
みんなの幸せを第一に考え、社会全体で守っていく

じょうれい つく
ためにこの条例は作られました。

1. 子どもを守る条例ってなに？

2. 子どもの権利って？

3. みんなに知っておいてほしいこと

4. 大人の役割について

タイトルを押すと
これまでの話が見られるよ



これまでのお話はみてくれましたか？
まだのひとは読んでみてくださいね。
今回は**4回目**の配信です。

おとな

やくわり

4. 大人の役割について



あなたの周りには、おうちのひと、地域のひと、学校の先生、会社
で働くひとなど、たくさんの大人がいます。子どもを守る条例では、
子どもを守るためにそれぞれの役割を決めています。

かくしゅたい やくわり
各主体の役割を

じゅんばん いっしょに
順番にいっしょに
みていきましょう



がっこうえんなど
学校園等

し
市

ほごしゃ
保護者

じぎょうしゃ
事業者

ちいきじゅうみん
地域住民

し
市

じょう
条

ぶん
文

だい
じょう
し
せきむ
第5条（市の責務）

は、第7条に規定する役割を果たす保護者とともに子どもの健やかな成長に関し責任があることを認識し、保護者、地域住民、学校園等及び事業者が次条から第10条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、この条例の目的について、子ども、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

し
市はリーダーシップをとって、保護者や地域、学校園
など
等や事業者の人たちと協力して、**子どもを守るため**

に必要なことをしていきます。

いま
ぼくが今こうやって条例のお話をしているのも、

しゃかいぜんたい
こ
まも
つた
社会全体で**子どもを守るまちになるように伝えていく**
ことが市の役目だからです。



ほごしゃ
保護者

じょう
条

ぶん
文

だい じょう 第7条 (保護者の役割)

だい じょう ぜんかい
第6条は前回の
はなし み
お話を見てね

は、子どもの健やかな成長に関し第一義務的な責任があること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切であることを認識し、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じた養育を行うこと。
- (2) 子どもが安心して生活することができる家庭環境づくりを行うこと。
- (3) 子どもが生きる力を育むことができるよう支えること。



ほごしゃ
保護者には、子どもの健やかな成長に責任があります。大変なときには抱え込まず、周りに協力を求めながら、子どもの成長に合わせて子育てを行い、子どもが安心して生活できる環境を整えて、成長を支える役割があることを条例では伝えています。



条文

第8条 (地域住民の役割)

は、地域が、子どもの豊かな人間性及び社会性を育み、並びに家庭における子育てを補完する場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子どもと活動を行う機会その他子どもとの交流の機会を設けること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。



地域の人は、子どもが安心して生活できる地域づくりをするという役割があります。子どもとの交流の機会をつくったり、子育てを応援することも大切なことなので、あなたに挨拶をしたり、見守ったりしてくれているひとがいるんですね。



条文

第9条 (学校園等の役割)

は、学校園等が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じ、子どもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (2) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行ふこと。
- (3) 学校園等における子どもの安全を確保するとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。



学校などは、子どもが成長していくためにとても大切なところなので、子どもの安全を守って、あなたが何かに悩んだり困ったりしていたら、すぐに気付いて助ける役割があります。だから、困ったことやしんどいことがあつたら、相談したり助けを求めたりしてくださいね。

じぎょうしゃ
事業者

じょう
条
ぶん
文

だい
じょう
じぎょうしゃ
やくわり
第10条（事業者の役割）

は、事業活動を行うに当たって、次に掲げる役割を果たすよう努める
ものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりに協力すること。
- (2) 子どもの育ちの支えとなる活動を主体的に行うこと。
- (3) その雇用する従業員がその家庭において子どもとの関わりを深めることができるよう必要な取組を行うこと。



じぎょうしゃ
かいしゃ
はたら
ひと
じぶん
こ
す
事業者は、会社で働く人たちが、自分の子どもと過ご
じかん
も
こ
そだ
おうえん
やくわり
す時間も持てるように、子育てを応援する役割があり
ます。そして、子どもが安心して過ごせるまちになる
ように、子育てや地域づくりの役に立つことをしてい
たいせつ
やくめ
くことも大切な役目です。

それぞれの立場でそれぞれの役割がある
ということが分かりましたか？

ぼくの願いは、大人みんなが協力して
子どもの幸せをいちばんに願って
守っていくことです。

それができれば、子どもが笑顔で健やかに成長で
きるまちになるんじゃないかなと思っています。



そのために子どもにできること、大切なことは…

★自分にも他の人にも大切な権利があることを知つて、
大切にすること。

★自分の気持ちを伝えたり、自分はどうしたいのか考えて
決めていく力をつけていくこと。

★困ったときは相談したり助けを求めるこ

などがあるとこれまで話をしました。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまちになるように

枚方市はこれから、みんなが相談しやすい

環境を作っていきます！



最後まで読んでね



こ そ だ み ま も
子どもの育ち見守りセンター
となとな

📞 050-7102-3221

げつようび きんようび しゅくじつ やす
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:30

おうちのこと、友だちのこと、学校のこと
とも がっこう
じぶん そうだん
自分のこと、なんでも相談にのります。

自分のこと、なんでも相談にのります。
「となとな」には、「いつでもあなたのとなりに
いますよ」という意味があります。

あなたは、ひとりじゃないですよ。

いつでも気軽に相談してください。



つづく

こ え が お ま も
子どもの笑顔守るコール
いじめホットライン

072-809-7867

月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:00

いじめのことについて相談にのります。

小さなことでもいいです。

困っているとき、しんどいとき、学校に行きた
くないなあって思うとき、いつでも

相談してくださいね。



じかん そうだん うけつけ

24時間相談受付ダイヤル

なにわっこ にっこり
0120-7285-25

こ せんよう
子ども専用のフリーダイヤルです。

じかん にち うけつけ
24時間365日受付していますので

とも がっこう
おうちのことや友だちのこと、学校のこと

いじめのこと、自分のことなど

うそだん
なんでもいつでも相談してください。

よなか だいじょうぶ
夜中でも大丈夫です。



つぎ
次のページもみてね

さいご
最後まで読んでくれてありがとうございました！

えがお
みんなが笑顔で元気に過ごせるように、
げんき
す

いつも応援しています。
おうえん

たいせつ
とても大切なことなので、**子どもを守る条例**のことを
こ
まも
じょうれい

おぼ
覚えておいてくださいね ❤



またねー！
))

